



電話でお金詐欺 被害防止の確認です!!

ひとつでも該当すれば、詐欺の可能性があります。



- 1 息子等の親族から「カバンをなくした」「現金が必要だ」と連絡があった
- 2 「介護施設への入居の権利がある」「権利を他人に譲って欲しい」等と言われた
- 3 「名義貸しは犯罪になる」などと言われ現金を請求されている
- 4 「裁判になる」「訴訟になる」「財産を差し押さえる」等と脅されている
- 5 「この話は誰にもしないで」「秘密にしてほしい」と言われている
- 6 引出限度額を上げる手続きをするように言われている
- 7 窓口で現金の使途を聞かれたら「〇〇と答えるように」と言われている
(例:リフォーム、お墓、車などの購入、入院、手術、葬儀代、親族の祝儀など)



しあわせ信州

長野県
長野県警察 長野県防犯協会連合会
長野県消費者被害防止対策推進会議

通報は **110 最寄りの警察署**
相談は **#9110 188**
警察相談専用電話 消費者ホットライン